最高裁労働判例学習会のご案内

2024 年労働判例を読み解く

年末恒例となった労働者法律センターの最高裁判例学習会ですが、本年も近藤昭雄先生 (中央大学法学部名誉教授)に解説していただきます。最高裁判例に限らず、労働判例・労働 法問題の全般について、先生にお話しいただき、学習を深めることができます。

この1年、厚生労働省の「労働基準関係法制研究会」がすでに13回行われ、労働最低基準について「国家による一律規制を外す」方向の議論が進んでいます。経団連も1月16日に「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」を発表し、労働基準は社内で決めればよいと主張しています。「デロゲーション」(適用除外)などとの用語を使って、労働時間の規制を緩めることを目標にしています。さらに、社内の親睦会を労働者代表にするとまで言っています。集団的労使関係を排除することが露骨に表明されているのです。明らかに政府と資本が一致して、労働基準法を解体しようとしています。

学習会の詳細は下記のとおりですので、皆様のご参加をよろしくお願いいたします。

記

- ◆日時 2024年12月3日(火)午後6時30分から
- ◆場所 全水道会館 中会議室 (JRあるいは都営三田線水道橋駅下車)
- ◆講師 近藤昭雄中央大学名誉教授
- ◆主催 労働者法律センター 三多摩労働者法律センター 北部労働者法律センター
- ◆参加費・資料代 500 円

以上



お問い合わせ

労働者法律センター

新宿区四谷三栄町 3-14 三栄ビル6階

電話 03-3355-4076